

高知市指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名 称 高知市東部健康福祉センター
指定予定期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（3年間）

2 指定管理者の候補者に選定した団体

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会

3 選定の過程

(1) 選定方法

指名による選定

(2) 指名理由

高知市東部健康福祉センターは、高齢者や障害者向けのデイサービス等の生活支援サービスの提供、障害窓口業務、市民の健康・福祉に関する各種活動での利活用のための施設である。

指定管理者は、このうち、貸館を含む施設の管理運営業務と障害窓口業務を行うが、本施設では、複数の社会福祉法人が高齢者や障害者向けのサービスを実施しており、施設の利用調整や、施設内でのサービス提供に関して、総合的な理解と、公平・公正な取扱いが要求される。

（福）高知市社会福祉協議会は、平成 18 年度以降、本施設の指定管理業務を適切に行うとともに、施設内で高齢者デイサービス事業を運営し、また、本市の社会福祉団体の中核的な存在として関係諸団体や利用者からも高い信頼を得ている。

よって、本施設の管理運営を最も円滑に実施することができる団体であると判断し、当該団体を指定管理者として指名するものである。

(3) 審査委員会による審査結果

① 審査委員会開催日

平成 20 年 11 月 12 日（水）

② 審査方法

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例（平成 17 年条例第 69 号）第 4 条の規定による選定基準の規定に基づき、書類審査を行った。

③ 審査結果

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に定める基準に基づき審査を行った結果、申請団体を対象施設の指定管理者として選定することは適当であると判断する。

○審査結果に添えて報告する意見

申請団体は、平成 18 年度から当該施設の指定管理者として適切な管理運営を行い、利用者の信頼を得ている。また、平成 21 年度より、指定管理業務となる障害窓口業務は、個人情報の保護等の面から、業務の公平性や平等性、高い信頼性が要求されるが、申請団体は、当該業務についてこれまで高知市からの委託を受け業務を適切に実施してきており、本施設の指定管理業務を最も効率的・効果的に行うために、申請団体を指定管理者として引き続き指名することが適当であると判断する。

4 審査委員会委員

（敬称省略）

	役 職 名	氏 名
委 員 長	高知市企画財政部行政改革担当参事	中澤 慎二
副委員長	高知市総務部副部長	山下 富男
委 員	高知市企画財政部副部長	周藤 健史